



## 北麓ファイターズ県大会で1・2位！

北麓ファイターズドッジボールチームは、平成10年10月に小立小学校体育館を練習場所とし、15名の小学生ドッジボールチームとして発足いたしました。以来、地元のみならずの暖かいご協力とご声援を力に、平成15年には千葉の幕張メッセで開催された全国ドッジボール大会において、山梨県代表として出場し、準優勝の成績を収めました。このことを大きな契機とし、近年においては、45名の小学生が、毎週金曜日の夜と土曜日の午前中に、小立小学校体育館に集い、3チームに分かれ厳しい練習を行なっております。



また、子ども達と保護者との話し合いから、スポーツ活動ばかりでなく、地元への感謝をこめ、小立小学校体育館の清掃をはじめ、八木崎公園のゴミ拾いボランティア、富士山での清掃活動など、奉仕活動も大切なチーム活動の一環として取り組んでおります。

過日、10月28日に南アルプス市で開催されました、関東選手権山梨県予選において、北麓ファイターズ3チームの内、2チーム「北麓ファイターズ」、北麓サーパスが、優勝と準優勝の好成績を収めるこ

とができました。

11月26日に埼玉県の熊谷ドームにおいて開催された関東選手権大会出場では、予選リーグトップの成績で決勝リーグに進みましたが、2回戦で惜しくも敗れました。

## 宮下昭夫さんが、健やか山梨21推進会議で個人表彰！ おめでとございませう。



れました。

宮下さんは、県の高齢者総合スポーツ大会の輪投げチームの選手兼監督として連続出場し、5回の優勝を成し遂げた他ほか、5年ほど前から地域の高齢者のグラウンドゴルフの集まりを月2回開催し、高齢者の皆さんの交流と体力づくりに励んできたこと等が認められたものです。

11月18日、県立文学館で

行われた、「健やか山梨21推進会議」で、宮下昭夫さん（長浜）が「健康づくり表彰」の個人表彰を受けられました。

## 持田利雄さんが平成18年度山梨県青少年健全育成成功労者知事表彰！ おめでとございませう。



ラーとして、地域の青少年健全育成に尽力しました。更に県の子どもクラブ指導者連絡協議会

持田さんは、南都留地区の子供クラブ指導者連絡協議会の会長として、子どもクラブ活動の活性化に貢献。また、青少年育成力カウンセ

の役員を歴任し、本県の子どもクラブ活動の普及と活性化に大きく貢献するとともに、(社)青少年育成山梨県民会議の理事としても励んできたこと等が認められたものです。

現在富士河口湖町中央公民館会長。

## 県テコンドー競技会に親子で3位入賞 勝山の小林夕美・華子さん

10月29日、小瀬スポーツ公園武道アリーナで行われた「第7回山梨県テコンドー競技会」に勝山地区在住の小林夕美・華子さん親子が、一般女性Bの部と小学校高学年部門Bの部でそれぞれ3位に入賞されました。

おめでとございませう。

今大会には入賞できませんでしたが、息子さんも一緒にテコンドーをやっており、家族一緒に生涯スポーツに取り組まれているとのこと、これからの活躍が期待されます。



# 晴天に恵まれ、大勢の皆さんに楽しんでいただき、町の誕生日を祝いました。

11月5日に開催しました、第3回いきいきみんなのまちの誕生日イベントは、秋晴れのもと役場駐車場と中央公民館ホール、子ども未来創造館の各会場でにぎやかに行われました。

イベントは、小佐野町長のあいさつの後、実行委員長の開会宣言に合わせ、自分の夢・町の夢を託した風船を飛ばしスタートしました。湖南中学校吹奏楽部の演奏、東京都中央区浜町の子ども囃子と小立林区の「みち囃子」でお祭りのムードを作り、役場駐車場を一周し、最後に会場のメインストリ



ートを練り歩いた本栖の公家行列で午前中の最高潮を迎えました。

中央公民館ホールでは、フルートの演奏で幕を開け、人形劇や児童劇、大型紙芝居に本の読み聞かせ、そして、小立林区の村歌舞伎がみごと取りを締めました。



役場駐車場会場では、健康科学大学軽音楽部の皆さんのミニコンサート、子どもたちをやさしく指導してくれたジャグリング部の演技、華やかな衣装で巧みに踊るスクエアダンスの皆さん、そして、圧倒的なパワーで会場を一つにした木の花舞桜・キッズふじやまの皆さんの踊りで大いに盛り上がりました。

次は、待ちに待った「大抽選会」、抽選会に協賛していただいた企業・団体からの70個の賞品の抽選には、感激とため息の声が会場を包みました。最後のエンディングは大合唱。ピーツの皆さんの歌唱指導のもとに、皆さんで「翼をください」を歌い上げ、イベントを締めくくりました。

また、イベントのテーマである「町を知ろう」の

一環として行った「富士河口湖検定」にも多くの皆さんに挑戦していただきました。検定の問題は30、31ページに掲載してありますので是非、挑戦してみてください。

なお、当日検定に挑戦していただきました皆さんのうち、上位回答者の方々を紹介いたします。(50問で、40点以上の方です。)

43点 深沢 昭彦(小立) 42点 宇野 勇(船津)  
41点 小佐野常夫(船津) 40点 古屋 知子(千葉)

## 大抽選会に協賛いただいた企業・団体

企業・団体名	提供商品
株式会社自然楽校	清水國明カービング作品
西湖漁業協同組合	現金 10,000円
菊水電子工業(株)	現金 10,000円
久保田一竹美術館	絵本「一竹美術館の話」1冊
河口湖商業振興会	お食事券;200円×7組、 お買い物券;1,000円×6組
シルバンズ	食事券 200円×5口
河口湖ショッピングセンター	ホットカーペット
松山油脂富士河口湖工場	無添加せっけん 120個、 しその葉ハンドソープ 96本、 台所用液体せっけん 72本
河口湖観光連盟	ジャグジーポット2ヶ
井出酒販	甲斐の開運「吟醸」720 12本
河口湖商工会	お食事券;200円×3組、 お買い物券;1,000円×4組
美富士農協	お茶、ドリンク
白壁 護 (船津)	白富士茸
東京電力	バスローブ、IHフライパン

ご協賛、ありがとうございました。

# 山梨県知事選挙

## 投票日は1月21日です

あなたの一票から県政は始まります

棄権することなく投票しましょう

1月21日(日)は、山梨県知事選挙の投票日(投票時間は午前7時から午後8時まで)です。

この選挙は、皆さんの意見を県政に反映させるための代表者を選ぶ大切な選挙です。一人ひとりの願いを県政に生かすため、あなたの貴重な一票を大切にしましょう。

投票できる人

この選挙の投票するには、富士河口湖町の選挙人名簿に登録されていることが必要で、次の要件を満たしている人が名簿に登録され、今回の選挙に投票できます。

一、住所要件

・平成18年10月3日以前から富士河口湖町の住民基本台帳に記載され、投票日まで引き続き住民基本台帳に記載されている者。

・平成18年10月3日以前に転入届を出した方で、投票日まで引き続き住民基本台帳に記載されている者

(10月4日以降転入届をされた人は、当町の選挙人名簿に登録されていま

せん(3か月未満のため)ので投票できません。)

なお、1月21日(投票日)以前に町外へ転出された人は、今回の選挙では投票できません。

二、年齢要件

・昭和62年1月22日以前に出生した者。

選挙人名簿登録の有無については、選挙管理委員会事務局(721112)へお問い合わせください。

入場券は郵送します

投票所の入場券は、1月9日(こま)に届くように郵送します。

ご本人の氏名や投票所名を確認してから投票所にお出かけください。何かの事情で入場券が投票日まで届かなかつたり、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所へおいでください。

指定の投票所で

投票所は船津・浅川・小立・大石・河口・勝山・長浜・西湖・根場・大嵐・精進・本栖・富士ヶ嶺地区に、それぞれ次の場所に設けられます。船津地区は2か所が投票所となりますので、まちがえないようにしてください。

- 船津地区公民館 (第1投票区)
- 浅川公民館 (第2投票区)
- 小立福祉センター (第3投票区)
- 大石住民センター (第4投票区)
- 河口住民センター (第5投票区)
- 船津保育所 (第6投票区)
- 勝山ふれあいセンター(第7投票区)
- 足和田交流センター (第8投票区)
- 西湖公民館 (第9投票区)
- 根場公民館 (第10投票区)
- 大嵐児童館 (第11投票区)
- 精進・本栖保育所 (第12投票区)
- 本栖公民館 (第13投票区)
- 上九一色コミュニティセンター (第14投票区)

指定された投票所以外では投票できませんので、ご注意ください。また、



町内で住所を移された転居の場合、以前の住所に入場券が送られることがあるかもしれませんが、入場券に記載された投票所で投票してください。

代理投票

体が不自由であったりして文字が書けない人には、投票所の係員が投票の秘密を侵すことなく代理で筆記する代理投票もできます。本人が直接投票所受付で係員にお申し出ください。

投票日に投票所へ行けない人

〓 期日前投票のご案内〓  
仕事の都合や病気、旅行、出産などのやむを得ない理由により、投票日に投票所に行けない人のために、期日前投票の制度があります。

期日前投票をするには、本人を確認できる書類(運転免許証等)か入場券(届いている方)を持って、町役場においでください。

期日前投票の期間は1月5日(金)から1月20日(土)までの毎日午前8時30分から午後8時まで役場1階にある期日前投票所でできます。備え付けの宣誓書に不在の理由などを記入のうえ投票していただきます。

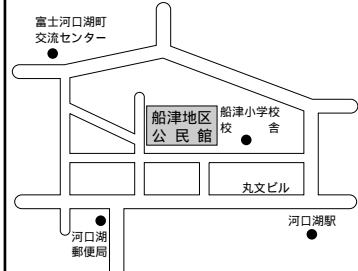
〓 不在者投票のご案内〓

病院や施設に入院、入所されている場合、各施設で投票できる場合がありますので、選挙管理委員会か病院等にお問い合わせください。

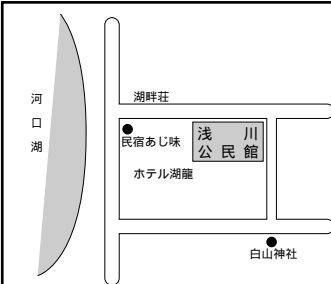
# 投票所案内略図

入場券に記載されている  
投票所で投票できます。

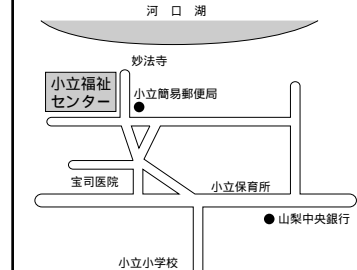
## 船津地区公民館 (第1投票区)



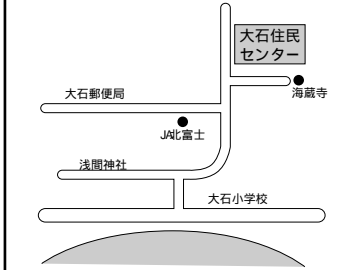
## 浅川公民館 (第2投票区)



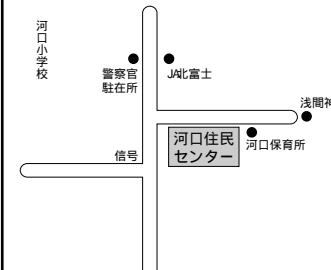
## 小立福祉センター (第3投票区)



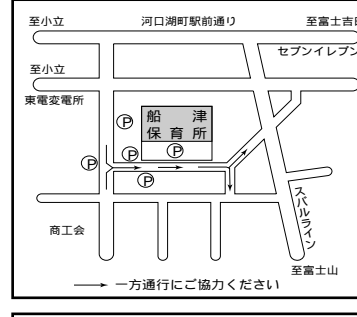
## 大石住民センター (第4投票区)



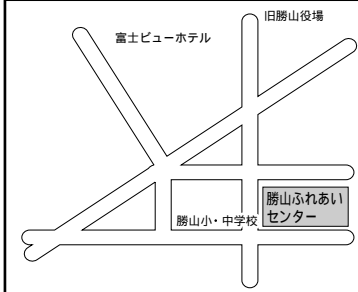
## 河口住民センター (第5投票区)



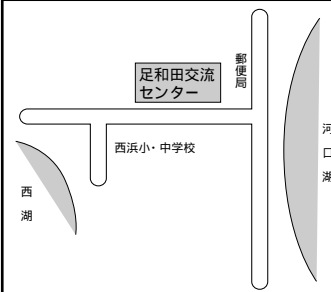
## 船津保育所 (第6投票区)



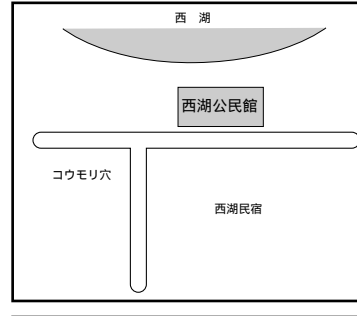
## 勝山ふれあいセンター (第7投票区)



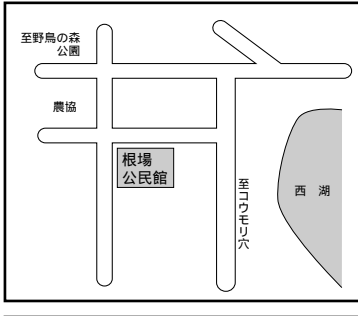
## 足和田交流センター (第8投票区)



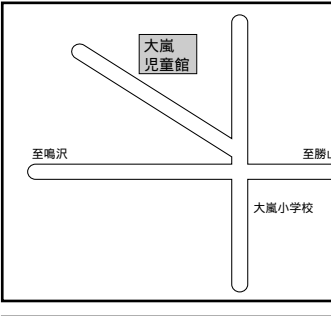
## 西湖公民館 (第9投票区)



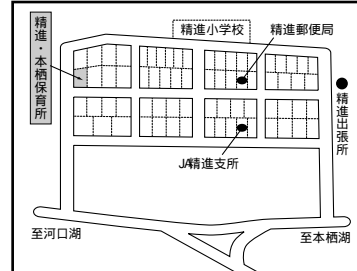
## 根場公民館 (第10投票区)



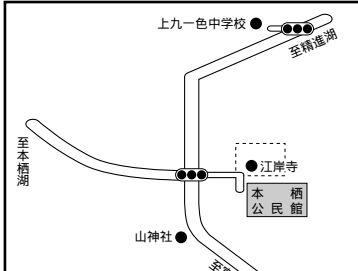
## 大嵐児童館 (第11投票区)



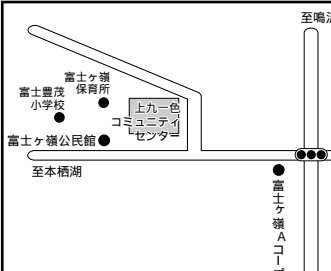
## 精進・本栖保育所 (第12投票区)



## 本栖公民館 (第13投票区)



## 上九色コミュニティセンター (第14投票区)



有権者の皆さんの  
正しい良識と  
自覚で、  
明るく  
きれいな選挙を



きれいな選挙の実現は、民主主義の基盤をなすものです。明るくきれいな選挙は誰もが望んでいます。これを実現できるのは有権者の自覚であり、候補者本人と選挙運動にたずさわる方の良識ある行動です。

有権者一人ひとりの良識と自覚が、正しくきれいな選挙を実現することになります。選挙の浄化に皆さんのご協力とご参加をお願いします。わたしたちの意見をこれらの代表者に反映させるための代表者を選ぶ大切な選挙です。一人ひとりが責任を持って、一票を投じ、明るくきれいな選挙の実現にみんなで努めましょう。

# 町制施行記念式典で、町政功労者・善行者を表彰！ 長年に渡る「功績」苦勞さまでした。

去る11月15日の町制記念日に、勝山ふれあいセンターにおいて、町制施行3周年の記念式典が行われました。この中で、これまでの行政進展に大きく貢献された功労者と善行のあった方、各種各種事業に協力いただいた方々への感謝状の贈呈が行われました。

## 【富士河口湖町 功労者】

渡辺 静勇 大嵐

(昭和3年3月20日生)

旧足和田村において農業委員会委員を6年、民生委員協議会委員を4年、文化財審議会委員3年8ヶ月に渡り歴任し、村政振興のために貢献した。合併後も引き続き文化財審議会委員4ヶ月を勤められ、町政の発展のために貢献した。



小林 禮司 勝山

(昭和3年5月7日生)

旧勝山村長を4期12年7ヶ月歴任し、富士河口湖町合併に多大な貢献をした。また、旧勝山村において勝山村議会議員を4年、在職中に村議会議長・教育委員を2年6ヶ月在職中に教育委員長・鳴沢村ほか1町2ヶ村恩賜県有財産保護組合議員・青木ヶ原ごみ処理組合管理等多年にわたり多くの公職を歴任し、村政振興のため貢献した。合併後も富士河口湖町職務執行者及び初代富士河口湖町助役として町政の発展のために貢献した。

渡邊 芳明 小立

(昭和3年5月22日生)

農業委員会委員4年、鳴沢村ほか1町2ヶ村恩賜県有財産保護組合議員4年、固定資産評価審査委員会委員3年、河口湖町総合開発審議会委員2年、公民館運営審議会委員2年、小立財産区管理委員を4年・在職中財産区管理会長・小立公園墓地管理委員会・富士河口湖町温泉運営審議会委員・公共下水道審議会委員等多くの公職を歴任し、町政振興のために貢献した。

中嶋 實 河口

(昭和3年7月1日生)

旧河口湖町において、国民健康保険運営審議会委員7年、選挙管理委

員会委員4年11ヶ月・在職中選挙管理委員長等歴任し、多年にわたり町政の発展のために尽力した。

朝比奈 光雄 西湖南

(昭和4年5月17日生)

足和田村村議会議員を1期4年・在職中に青木ヶ原外七字及び小合山外七字恩賜県有財産保護財産区管理委員、民生委員協議会委員を4年、消防団副団長を1年、消防団長を1年、西湖財産区管理会委員を4年、農業委員会委員を2年7ヶ月、文化財審議会委員を5年等多くの公職を歴任し、多年にわたり地域振興に貢献した。

## 【富士河口湖町善行者】

倉澤 節子 船津

多年にわたり母子相談員として地域住民の生活を援護し、町民福祉向上に貢献した。

三浦 幸子 長浜

多年にわたり民生委員・母子相談員として地域住民の生活を援護し、町民福祉向上に貢献した。

外川 喜重郎 船津

町の社会福祉推進のために多年にわたり人権擁護委員として地域住民の人権擁護活動に寄与し、町民福祉向上に貢献した

鈴木 俊夫 河口

多年にわたり地域の清掃活動を積極的に行い、地域の環境美化活動に貢献した。



中島 みよ 河口

多年にわたり地域の清掃活動を積極的に行い、地域の環境美化活動に貢献した。

小立小学校 小立

平成4年以来全校をあげて登下校時における清掃活動を励行し、地域の環境美化活動に貢献した。

大嵐小学校 大嵐

平成元年以来全校をあげて、登下校時における清掃活動を励行し、地域の環境美化活動に貢献した。

宗教法人真如苑 大石

毎年奉仕活動を通して湖畔清掃を実施し、地域の環境美化活動に貢献した。

NPO法人富士山クラブ 西湖

クラブ結成以来、富士山及び周辺の清掃活動や環境教育の普及を図り、町政の発展に貢献した。

# 花と人のハーモニー

No.12



## 『第3回 富士河口湖町 花のまちづくり花壇コンクール』

### 受賞者紹介！！

平成 18年 11月 15日『町制施行 3周年記念式典』において、第3回花のまちづくり花壇コンクールの表彰式が行われ、次のまちかど花壇を管理されている方々が表彰されました。(敬称略)



#### 自治会等各種団体部門

- 最優秀賞 『湖南会』
- 優秀賞 『河口花の会』
- 優良賞 『浅川自治会』
- 優良賞 『勝山婦人会』
- 町議会議長賞 『メイグリーン』

#### 企業部門

- 優秀賞 『(株)足和田ホテル』
- 優良賞 『(有)湖月館』



みなさまに愛される花壇 (湖南会)



美術館沿道花壇 (河口花の会)

### まちかど花壇募集中！

来年の春に向け、まちかど花壇を管理していただけるグループ、団体等を募集しています。まちかど花壇とは、道路沿いの空きスペース等を利用して、花による美しく潤いある景観を演出していこうとする花壇のことです。花の苗はこちらで準備いたしますが、花の種類(カタログより)、花壇デザインはグループで自由に決めていただきます。苗の数については花壇の広さ等に合わせてこちらで算出します。花壇管理作業としては施肥、耕耘、植栽、灌水、除草などです。グループで和気藹々と楽しく、花壇づくりをしてみませんか？

まずは、ご連絡ください。

連絡先：環境課 Tel 72 - 3169 (直通)

### 「まちなみ飾花補助制度」「花の種銀行」もご利用ください。

まちなみ飾花補助金制度とは、公道に接し、道行く人に向けての飾花に対して購入した花苗などに概ね3分の2の金額(限度額有り)を助成する制度です。

花の種銀行とは、花の種(元金)を貸し出し、花を充分楽しんでいただいた後、種ができるまで育ててもらい、収穫できた種のうち貸し出し相当分と余裕があれば利子をつけて種を返却してもらうものです。



清掃後は入り口の橋や溶岩の景観が復活し、早速きれいな観音の姿を見ることができました。

11月19日(日)に地元船津商店街の店主たちが中心となり船津地区の活性化を目指して活動している富根都(ふなつ)クラブを中心に、自治会や地元PTA、漁協など約50人が参加して河口湖南東岸にある豊岩の草刈りやゴミ拾いが行われました。豊岩は、かつて観光客や地元の子供たちでにぎわう場所でしたが、最近雑草が生い茂り、ほとんど人が踏み入ることができない状態となっていて、釣り人の姿がちらほら見える程度でした。



河口湖豊岩の清掃が行われました

## 住民税(町民税・県民税)の主な改正についてお知らせします

国から地方へ



**平成19年から税源移譲により住民税が変わります!**

各地方公共団体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを効率よく行うために国によって進められてきた三位一体改革。その改革の一環として、国の「所得税」から地方の「住民税(町・県民税)」へ3兆円の税源移譲が行われます。

この税源移譲に伴い、皆さんが納めている住民税(町・県民税)が平成19年度分から大きく変わります。

Q	どうして変わるの？
A	<p>より身近な行政サービスを効率よく行えるよう、国から地方へ税源の移譲が行われるからです。</p> <p>「地方でできることは地方に」という方針のもと進められている三位一体改革ですが、地方自治体は国が国税として集めた財源の中から国庫補助金を受けており、その行財政システムは必ずしも自主性が高いとはいえません。</p> <p>このため、地方自治体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう、国税から地方税へ税そのものの形で3兆円の税源移譲をするこ</p>
Q	どう変わるの？
A	<p>住民税所得割の税率が10%に統一されます。</p> <p>住民税所得割の税率は、従来、所得が多くなるにしたがって高くなる3段階の超過累進構造になっていましたが、これを所得の多い少ないに関わらず、一律10%の比例税率構造に変えることになりました。これによって高額所得者の多い地域に税収が集中することなく税源移譲が可能となります。この改正は、平成19年6月徴収分から適用されます。</p> <p>平成18年度分まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・200万円までの課税所得は 税率 5%</li> <li>・200～700万円までの課税所得は 税率 10%</li> <li>・700万円超の課税所得は 税率 13%</li> </ul> <p>(例)課税所得が300万円の場合</p> $200万円 \times 5\% + (300万円 - 200万円) \times 10\% = \underline{20万円}$ <p>平成19年度分から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税所得に関わらず、一律10%(町民税6%+県民税4%)</li> </ul> <p>(例)課税所得が300万円の場合</p> $300万円 \times 10\% = \underline{30万円}$ <p>実際の税額は、このほかに扶養控除や配偶者控除などの人的控除の差に対応した減額措置講じられます。</p> <p>注:課税所得とは…皆さんの給与や事業収入などは、税法上は「収入」と呼ばれます。</p> <p>「課税所得」とは、この「収入」から給与所得控除や基礎控除、扶養控除、社会保険料控除、必要経費といった諸控除を差し引いた残りの金額のことです。「課税所得」に税率をかけたものが「税額」となります。</p>
Q	税の負担は増えるの？ 減るの？
A	<p>税源移譲によって住民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。</p> <p>住民税(町・県民税)の所得割税率が一律10%になることに伴い、国税(所得税)の税率構造も見直されます。</p> <p>住民税については、最低税率が5%から10%に引き上げられ、最高税率が13%から10%に引き下げられます。</p> <p>所得税は逆に最低税率10%から5%に引き下げられ、最高税率が37%から40%に引き上げられます(下表参照)</p> <p>また、人的控除の差に対応した減額措置なども講じられます。これらの措置により、税源移譲の前後で「住民税+所得税」の納税者の負担は変わりません(下表の例を参照)</p> <p>この改正は、所得税は平成19年1月から、住民税は平成19年度課税分(平成19年6月徴収分)から適用されます。</p>



## 税源移譲前と税源移譲後の住民税と所得税の比較

### 【住民税】

税源移譲前		
課税所得	税 率	
200万円以下	5%	町民税 3%
		県民税 2%
700万円以下	10%	町民税 8%
		県民税 2%
700万円超	13%	町民税 10%
		県民税 3%

税源移譲後		
課税所得	税 率	
一 律	10%	町民税 6%
		県民税 4%

### 【所得税】

税源移譲前	
課税所得	税 率
330万円以下	10%
900万円以下	20%
1,800万円以下	30%
1,800万円超	37%

税源移譲後	
課税所得	税 率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
1,800万円超	40%

### (例) 夫婦 + 子ども 2 人の場合

給与収入 (万円)	税源移譲前(円)			負担 増減
	住民税	所得税	合 計	
300	9,000	0	9,000	0
500	76,000	119,000	195,000	0
700	196,000	263,000	459,000	0
1,000	442,000	688,000	1,130,000	0

子どものうち 1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

上記の表は、税源移譲による負担変動を示すものです。このほか、平成 19 年分所得税、平成 19 年度分住民税から「定率減税」が廃止されるなどの影響があります。

## 税源移譲によって納税者の負担が変わらないための2つの措置

#### (1) 人的控除額の差による減額措置(平成 19 年度より実施)

住民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除の額に差があります。

したがって、同じ収入金額でも、住民税の課税所得は、所得税よりも多くなりますので、住民税の税率を 5% から 10% に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまうことになります。

このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税を減額(調整控除)することにより、納税者の負担が変わらないようにします。

すなわち、住民税所得割の 10% 比例税率化に伴い、所得税の税率構造も見直されますが、住民税と所得税の人的控除の差に対応した減額措置が講じられるため、税源移譲による「住民税 + 所得税」の納税者の負担は変わりません。

#### (2) 住宅ローン控除減少額相当分の個人住民税減額措置(平成 20 年度より実施)

住宅ローン控除は所得税だけにある制度ですが、平成 11 年から同 18 年までの入居者については、今回の税源移譲によって、平成 19 年以降の所得税における住宅ローン控除の額が減ってしまう場合には、町に申請していただくことで、その分を翌年度の住民税で減税することとしています。

なお、この減額制度の適用を受ける際には、事前に申請書を提出する等の手続きが必要です。



## … 税源移譲に伴うもの以外で、今後改正になる主なものです。

### 定率減税が廃止されます

景気対策のための暫定的な税負担の軽減措置として導入された定率減税が、経済状況の改善などを踏まえ、次のとおり廃止されます。

- ・ 所得税… 所得税額の10%（12万5千円を限度）が減税されていましたが、平成19年1月徴収分から廃止されます。
- ・ 住民税… 住民税所得割の7.5%（2万円を限度）が減税されていましたが、平成19年6月徴収分から廃止されます。

### 非課税措置の廃止に伴う経過措置

年齢が65歳以上の方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方への、町・県民税非課税措置が平成18年度分から廃止されていますが、平成17年1月1日現在で65歳に達していた（昭和15年1月1日以前に生まれた）方については、所得割額・均等割額ともに平成18年度分はその3分の2を、平成19年度分はその3分の1をそれぞれ減額した額になります（平成20年度分から本来課税される金額となります）。

### 地震保険料控除の創設（個人住民税）（平成20年度より実施）

これまでの「損害保険料控除」を改め、『地震保険料控除』制度を新たに創設します。

地震保険料等の2分の1（最高2万5千円）が所得から控除されます。

なお、平成18年12月31日までに契約した長期損害保険契約等に係る保険料については、これまでの損害保険料控除を適用します（最高1万円）。

地震保険料控除と損害保険料控除の両方を受ける場合は、控除額は最高2万5千円となります。

この情報に関するお問い合わせ先は…

富士河口湖町税務課住民税係 TEL0555-72-1113(直通)

## 町税等の納め忘れはありませんか？

町民の皆様が納めていただいている町税は、皆様が暮らしていく中で、福祉・教育・防災など事業を行ううえで、とても大切な財源となるものです。近年、長引く景気の低迷などの影響から、町税等の滞納額が年々増加しています。納税は国民の義務であり、社会の基本的ルールです。町では安定した財源確保と税の公平性を確保するために、一層の努力をしておりますので、皆様の納税へのご理解とご協力をお願いします。

また、9月には滞納額の圧縮と収納率の向上を目的として、各種料金等の担当課で構成された『富士河口湖町税等収納対策推進本部』を設置しました。同本部では、11月と12月を特別滞納整理強化月間とし、滞納防止の取り組みを行っています。



### 訪問催告

納期を過ぎても納めていない人には、督促状や催告書により納付のお願いをしています。それでもまだ納付がすすんでいない人の家に、収納対策推進本部員が、直接、ご自宅に訪問徴収させていただきます。

### 財産等の滞納処分強化

事情もなく町税等を滞納されている方に対しては、各種財産調査し、差押予告催告書の発送を行います。

### 夜間の電話等による納付催告

今までご連絡が無かったり、こちらから状況確認が必要と考える方に電話催告します。

### 12月は、特別滞納整理強化月間です。

納期内に納付していただいた納税者の公平性、信頼を守るため、12月期間中、「特別滞納整理強化月間」と定め、収納対策推進本部員が二人一組で、町税や各種公共料金の滞納者に対して滞納整理に取り組みます。納め忘れの方は、早めに納付されますようお願いいたします。

取り組み期間 / 平成18年12月1日(金)～平成18年12月30日(土)

対象料金等 / 町税(町県民税、固定資産税、軽自動車税)、国民健康保険税、介護保険料、上水道料金、下水道使用料  
今後の取り組み / 本年度は、平成19年3月、5月についても、一斉徴収を実施し、町税等の滞納の解消に努めます。

町民の皆様のご理解とご協力をよろしく申し上げます。

## 夜間臨時納付（納税相談）窓口を開設します！

病気やけが、災害などの事情により、納税の困難な方には分割納付も可能です。遠慮なく町役場税務課に相談してください。

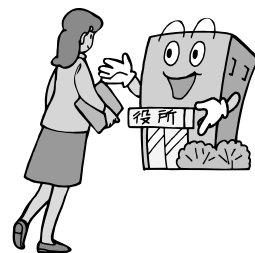
夜間納付受付日

12月15日（金）、12月20日（水）、12月25日（月）

受付場所 富士河口湖町役場 1階 税務課

受付時間 午後5時から午後8時まで

納付できる町税等 町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、  
介護保険料、上水道料金、下水道使用料



・昼間忙しくてなかなか納付や納付相談ができないという方は、ぜひお気軽にお越しください。

## ～町税等の納付は便利で確実な口座振替で～

「つい、うっかり町税を納めるのを忘れてしまった。」というような場合でも、町税の未納が累積すると、ますます納付が困難になってしまう場合があります。口座振替にすると、納め忘れすることもなく、金融機関まで支払いに行く手間も省け、安心確実に納められます。これから、納期が到来する町税の納付には、次の方法で申し込みができますのでご利用ください。

振替方法は、各納期限日に期別税額を振り替える方法と、固定資産税と町県民税については、平成19年度の第1期の納期限日に年税額を振り替える全期振替する方法が指定できます。

ただし、申し込みから振替開始まで1ヶ月程度かかりますので、ご了承ください。

### 口座振替申し込み方法

預貯金口座のある金融機関、郵便局の窓口または町役場税務課へ、届出印をお持ちのうえ「口座振替依頼書」を提出していただくだけです。口座振替依頼書は、町内の各金融機関、役場税務課に置いてあります。

### 振り替えできる金融機関

山梨中央銀行・みずほ銀行・山梨信用金庫・都留信用組合・山梨県民信用組合・北富士農協・美富士農協・西八代郡農協・富士豊茂農協・郵便局

### 振り替えできる町税等

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・保育料・水道料・下水道使用料

### 平成18年度 今後到来する町税等の納期

#### 平成18年度の納期

12月からの納期です。納期内納付にご協力ください。口座振替利用の方は預貯金残高を今一度ご確認ください。

税 目	納 期	納 期 限
固 定 資 産 税	第 3 期	平成 18年 12月 25日
固 定 資 産 税	第 4 期	平成 19年 2月 28日
町 県 民 税	第 4 期	平成 19年 1月 31日
国 民 健 康 保 険 税	第 6 期	平成 18年 12月 25日
国 民 健 康 保 険 税	第 7 期	平成 19年 1月 31日
国 民 健 康 保 険 税	第 8 期	平成 19年 4月 2日
介 護 保 険 料 (普 徴)	第 6 期	平成 18年 12月 25日
介 護 保 険 料 (普 徴)	第 7 期	平成 19年 1月 31日
介 護 保 険 料 (普 徴)	第 8 期	平成 19年 4月 2日

問合せ先 富士河口湖町役場 税務課 収納係 電話 0555 - 72 - 1113